

**ピースツーリズム情報発信等実施業務に係る
公募型プロポーザル手続き開始の公示**

令和 7 年 5 月 1 6 日

次のとおり企画提案書の提出を招請します。

広島市長 松井 一實

1 業務の概要

- (1) 業務名
ピースツーリズム情報発信等実施業務
- (2) 委託期間
契約締結日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで
- (3) 業務内容
別紙 ピースツーリズム情報発信等実施業務基本仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりに。
- (4) 概算事業費
本業務の委託限度額は、4 4 0 万円（消費税及び地方消費税の額を含む。）以内とする。
- (5) 受託業者の選考方法
公募型プロポーザルを実施し、受託候補者を特定する。
公募型プロポーザル手続き等の詳細については、ピースツーリズム情報発信等実施業務公募型プロポーザル説明書（以下「説明書」という。）による。

2 参加資格

参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年 5 月 3 日政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 及び広島市契約規則（昭和 3 9 年 4 月 1 日規則第 2 8 号）第 2 条の規定に該当していないものであること。
- (2) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (3) 公募の日から受託候補者の特定までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は広島市の指名停止措置若しくは競争入札資格の取消しを受けていないこと。
- (4) 次に掲げる者でないこと。
 - ア ピースツーリズムプロモーション等実施業務プロポーザル審査委員会の委員
 - イ アの委員が自ら主宰し、又は役員若しくは顧問として関係する法人その他の組織及び当該組織に所属する者

3 説明書、仕様書等の配布方法

説明書、仕様書等は、本市のホームページ【<https://www.city.hiroshima.lg.jp>】のトップページの「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「入札発注情報」→「プロポーザル・コンペの案件情報」→「令和 7 年度 プロポーザル・コンペ案件」からダウンロードできる。

ただし、これにより難しい場合（ダウンロードできない場合の書類を含む。）は次により配布する。

(1) 配布期間

公示日から令和7年6月17日（火）までの閉庁日（広島市の休日を定める条例（平成3年9月26日条例第49号）第1条第1項第1号から第3号までに掲げる日。以下同じ。）を除く毎日。午前8時30分から午後5時15分まで。

(2) 配布場所

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局観光政策部観光プロモーション担当
TEL 082-504-2767（直通）
FAX 082-504-2253
E-mail kanko-pro@city.hiroshima.lg.jp

4 参加申込受付

(1) 申込期間

公示日から令和7年6月2日（月）までの閉庁日を除く毎日。午前8時30分から午後5時15分まで。

(2) 提出場所

前記3(2)に同じ。

(3) 提出方法

公募型プロポーザル参加資格確認申請書（様式1）を作成し、前記3(2)へ持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）で提出すること。

(4) 参加資格確認結果の通知

令和7年6月5日（木）までに参加資格確認結果を通知する。

5 質問の受付と回答

(1) 仕様書の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 公示日から令和7年5月29日（木）までの閉庁日を除く毎日。午前8時30分から午後5時15分まで。

イ 受付場所 前記3(2)に同じ。

ウ 受付方法 仕様書等に関する質問書（様式2）に記入の上、電子メール又はFAXいずれかの方法で提出すること。

(2) 前記(1)の質問に対する回答は、電子メール又はFAXにより質問者に直接回答するとともに、前記3(2)において、令和7年6月17日（火）までの閉庁日を除く毎日、午前8時30分から午後5時15分まで（6月17日（火）は正午まで）閲覧に供するものとし、広島市ホームページにも掲載する。

6 企画提案書の提出期限、提出場所等

(1) 提出期限 令和7年6月17日（火）正午

(2) 提出場所 前記3(2)に同じ。

(3) 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）で提出すること。

7 受託候補者の特定

- (1) 企画提案書の審査は、ピースツーリズムプロモーション等実施業務プロポーザル審査委員会が行う。
- (2) 審査基準
別紙 受託候補者特定基準による。
- (3) 審査結果の通知
審査結果は、全ての参加者に、書面により通知する。

8 その他

- (1) 契約保証金
契約を締結する場合においては、契約締結日までに契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。
ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。
ア 保険会社との間に広島市を被保険者とする履行保証保険を締結したとき。
イ 過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (2) 企画提案及び契約手続き等において使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨とする。
- (3) その他
詳細は、説明書による。